

経営比較分析表（令和2年度決算）

京都府 和東町

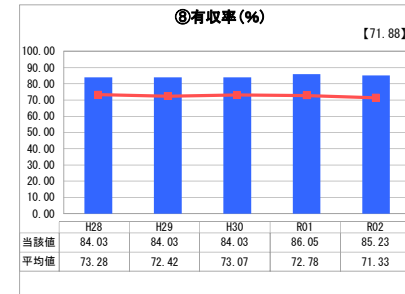
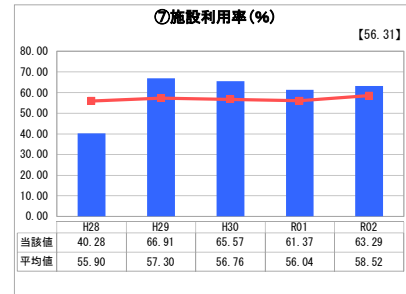
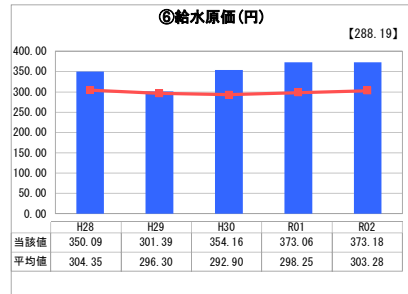
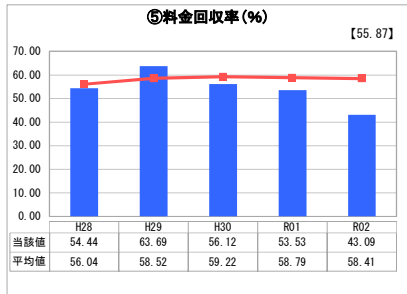
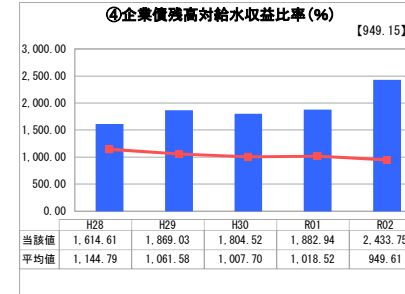
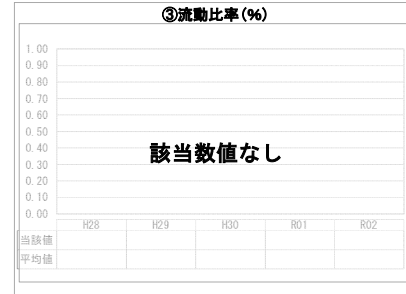
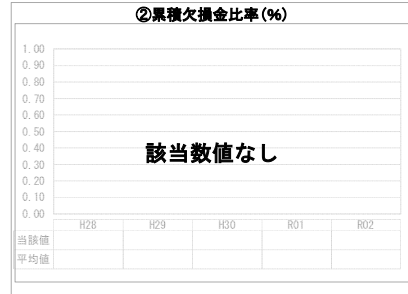
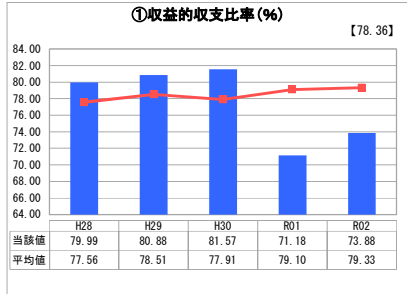
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)	
-	該当数値なし	99.28	3,520	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,768	64.93	58.03
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
3,728	8.80	423.64

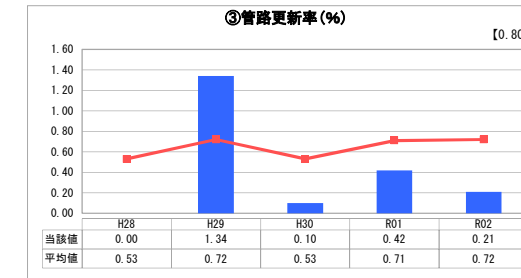
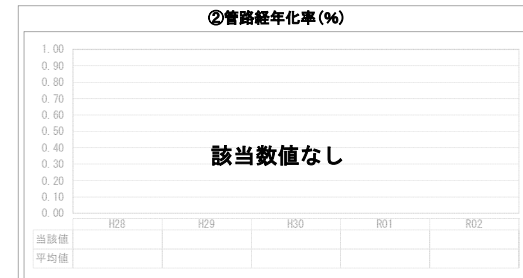
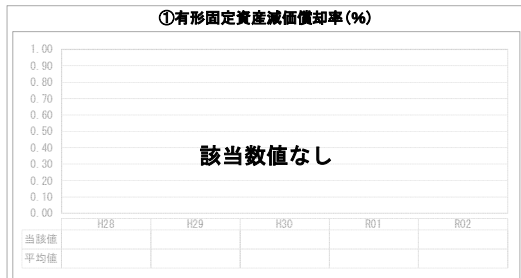
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本町の簡易水道事業は、繰出基準内で独立採算制を維持できている。

人口はこれまで同様減少傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等が影響し年間総有収水量が増加に転じたことで、総収益が増加し、収益的収支においても増加となったことなどにより、収益的収支比率が上昇した。

資本費や給水原価及び企業債残高対給水収益比率が割高となり、料金回収率が減少した。

平成27年度から実施していた統合簡易水道事業が令和2年度に完了したが、今後、地方債還金の増加が見込まれる一方で料金収入については人口減などにより減少傾向となることから、収益的収支比率の低下や企業債残高対給水収益比率の上昇が懸念されることから、料金改定は避けられないと判断したため、令和4年4月より料金改定を実施する。

料金改定後においても、その他の料金収入につながる取り組み、事務事業の見直しなどによる経費削減、長寿命化計画の策定による中長期的な維持管理・更新を図るなど、経営の安定化を図る取り組みを推進する。

2. 老朽化の状況について

道路改良工事などに伴う布設替工事をほぼ毎年実施してきており、特に平成17年度に完了した前回の統合簡易水道事業における布設工事、平成23年度まで実施された下水道工事に伴う布設替工事などにより、中央簡易水道区域の管路については現時点では更新の必要性はないものと判断している。

また、令和2年度に完了した統合簡易水道事業により、木屋簡易水道区域の管路を耐震管への更新を実施した。

残る西部簡易水道区域においては、特に漏水が頻発する管路の布設替工事を部分的に実施したが、全体的に経年劣化傾向にあることから、計画的に更新を図れるよう検討する。

全体総括

これまで職員数の減数による人件費削減や他事業との共同事務による事務費削減、民間委託などによるコストダウン化など事務事業の見直し、また既往債の繰上償還や低利率への借換などにより経費削減に努めてきたが、今後においてより経営の安定化を図るためには、料金改定は避けられないと判断し、令和4年4月より基本水量の見直しを含む料金改定を実施する。

また、料金改定後も料金収入の増加をめざし、まちづくり部門をはじめ町全体として連携を図り、企業誘致による業務営業用及び工場用有収水量の増加、観光行政の推進による観光・交流人口の増加による有収水量の増加などに取り組みとともに、指定管理者制度等による施設の有効な民間委託、自然エネルギー活用による光熱水費の削減、長寿命化計画の策定による中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減など検討を進めていきたい。